

# 香川県森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、香川県内で企業等が実施した植栽、下刈、間伐などの森林整備等の効果をCO<sub>2</sub>吸収量の数値で認証する「香川県森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度」の運営に必要な事項を定めるものとする。

## (認証対象)

第2条 この要領で認証の対象とする森林の整備等とは、企業等が自主的な活動として実施した森林の整備（植栽、下刈、つる切り、除伐、間伐、枝打ち、侵入竹の伐採）及び竹林の整備（竹の伐採後の植栽）とする。ただし、国、県、市町が発注または補助したものを除く。

## (申請者及び申請時期)

第3条 次のいずれかに該当する者は、認証申請を行うことができる。

- (1) 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）第64条で定める事業者
- (2) フォレストマッチング推進事業に参加する企業及び団体
- (3) 前記以外で独自に森林の整備等を実施している企業及び団体（法人格を有するものに限る。）

2 認証を受けようとする者は、別紙様式1の認証申請書に、実施した森林の整備等の内容を記載し、原則として、知事に毎年5月1日から5月31日の間に提出するものとする。ただし、平成20年度については、平成20年10月1日までに森林の整備等が完了している場合に限り、認証申請を随時受け付けるものとする。

## (認証審査及び要件)

第4条 知事は、提出された認証申請書及び添付書類を審査し、次の要件を全て満たしている場合に、CO<sub>2</sub>吸収量を算定して認証するものとする。

- (1) 県内の森林で実施された森林の整備等であること。
- (2) 平成20年4月1日以降に実施された森林の整備等であること。ただし、フォレストマッチング推進事業による森林の整備等については、平成19年4月1日以降に実施されたものを含む。
- (3) 実施された森林の整備等が適切であり、健全な森林として生育することが期待できること。

2 知事は、必要に応じて、申請者の協力のもと、認証のための現地確認を行うことができるものとする。

## (吸収量の算定)

第5条 知事は、次式に基づき算定した別表1の「1ヘクタール当りの1年分のCO<sub>2</sub>吸

収量」の数値に、認証申請書に記載された森林の整備等の面積を乗じて、CO<sub>2</sub>吸収量を算定するものとする。

$$\text{CO}_2 \text{ 吸収量} = \text{幹の成長量} \times \text{拡大係数} \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有量} \times \text{変換係数} \times 1000$$

(kg-CO<sub>2</sub>/ha・年)

■幹の成長量：森林1ha当りの1年間の幹材積の成長量 (m<sup>3</sup>/ha・年)

■拡大係数：幹材積を枝・葉・根を含む全体の体積に換算する係数

■容積密度：体積当りの乾燥重量 (t/m<sup>3</sup>)

■炭素含有量：乾燥重量1トン当りの炭素含有量 (炭素t/t)

■変換係数：炭素(C)から二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に換算する係数(44/12)

- 2 算定するCO<sub>2</sub>吸収量は、森林の整備等が実施された期間や時期にかかわらず、1年分とする。
- 3 植栽と下刈などの異なる内容の森林の整備等を、同一場所で同一年度を実施した場合については、それぞれのCO<sub>2</sub>吸収量を加算しないものとする。

#### (認証書の交付)

第6条 知事は、本要領第5条に基づき算定した年度ごとのCO<sub>2</sub>吸収量の数値を記載のうえ、別紙様式2の認証書を、原則として、申請者に毎年7月31日までに交付するものとする。ただし、平成20年度に限り、認証申請書の受付後2ヶ月以内に交付するものとする。

#### (認証書の利用)

第7条 認証を受けた者は、本要領第6条の規定に基づいて認証を受けたCO<sub>2</sub>吸収量の数値を、香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号)第94条の規定に基づき作成する「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの吸収等の措置として定めることができる。

- 2 認証を受けた者は、本要領第6条に基づく認証書を社会貢献の証として広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載されたCO<sub>2</sub>吸収量を取引することはできない。

#### (その他)

第8条 知事は、本要領に定めるもののほか、森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度の運営に関し必要な事項について、別途定めるものとする。

#### 附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(別表1)

1ヘクタール当りの1年分のCO<sub>2</sub>吸収量 (kg-CO<sub>2</sub>/ha・年)

| 実施区分<br>森林の現状 |        | 森林整備  |       |      |    |    |     |           | 竹林整備       |       |
|---------------|--------|-------|-------|------|----|----|-----|-----------|------------|-------|
|               |        | 植栽    | 下刈    | つる切り | 除伐 | 間伐 | 枝打ち | 侵入竹<br>伐採 | 竹伐採後<br>植栽 |       |
| ヒノキ           | 1～20年生 | 6,000 |       |      |    |    |     |           | —          |       |
|               | 21年生～  | —     | 4,500 |      |    |    |     |           |            |       |
| スギ            | 1～20年生 | 6,000 |       |      |    |    |     |           |            |       |
|               | 21年生～  | —     | 4,000 |      |    |    |     |           |            |       |
| マツ類           | 1～20年生 | 7,000 |       |      |    |    |     |           |            |       |
|               | 21年生～  | —     | 4,000 |      |    |    |     |           |            |       |
| 広葉樹類          | 1～20年生 | 5,000 |       |      |    |    |     |           |            |       |
|               | 21年生～  | —     | 2,000 |      |    |    |     |           |            |       |
| 竹林            | 区分なし   | —     |       |      |    |    |     |           |            | 5,000 |

香川県知事 殿

申請者 (住所)  
(企業名等)  
(代表者名)  
(担当者名)  
(連絡先)

## 香川県森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量認証申請書

年度に下記のとおり実施した森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量の認証を申請します。

### 記

- 1 森林整備等の場所  
※森林整備等を実施した所在地を記入
- 2 森林現況
  - (1) 樹種  
※整備等を実施した森林の樹種(ヒノキ、スギ、広葉樹類など)を記入
  - (2) 林齢  
※整備等を実施した森林の林齢(樹木の年齢)を記入
- 3 森林整備の内容等
  - (1) 森林整備等の内容  
※植栽、下刈、除伐、間伐などの区分を記入
  - (2) 森林整備等の実施時期  
年 月 日～ 年 月 日
  - (3) 森林整備等の面積  
ha ※少数点以下2桁まで記入

注) 認証申請書には次の図面等を添付すること。

- ①面積を確認できる測量図面、②森林整備等の実施前、実施中、実施後の写真

(別紙様式2)

年 月 日

(企業名等)

(代表者名)

様

香川県知事

## 香川県森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量認証書

年 月 日付けで申請のあった森林の整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量を算定したので、次のとおり認証します。

年度吸収量

kg-CO<sub>2</sub>

### 1 認証量算定の森林に関する事項

(1) 森林整備等の実施場所

(2) 整備対象の樹種及林齢

(3) 森林整備等の内容及び実施面積

(4) 森林整備等の実施時期

年 月 日～ 年 月 日

### 2 認証書の利用に関する事項

この認証書に記載されたCO<sub>2</sub>吸収量を取引することはできません。